

○愛媛県出資法人経営評価指針 新旧対照表

改 定 後	改 定 前
<p>I 指針策定の目的</p> <p>本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんする法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野において、民間の経営ノウハウ等を活用しながら公共的な事業を実施することを目的に設立され、県民サービスの充実に重要な役割を果たしてきた。</p> <p>県では、これまでも行政改革の一環として「行政改革大綱」（平成8～10年度）、「新行政改革大綱」（平成11～13年度）、「行政システム改革大綱」（平成14～17年度）、「構造改革プラン」（平成18～22年度）、「新しい行政改革大綱」（平成23__～26年度）<u>、</u> <u>「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」（平成27__～30年度）</u> <u>及び「新しい行政改革大綱（第3ステージ）」（令和元～4年度）</u>に基づき必要な見直しを行いながら法人の廃止、統合等に積極的に取り組んできており、その結果、本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんしている法人数は、既に全国最少レベルのものとなっている。</p> <p>これらの法人のうち、本県が4分の1以上出資又は出えんしている法人については、外部評価機関として「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」（以下「経営評価専門委員会」という。）を設置の上、点検評価を行い、経営改善を進めてきた。</p> <p>一方、国は、地方公共団体に対し、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクターの効率化、経営健全化及び地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むよう要請を行っているほか、<u>令和元年7月の「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表</u>について」<u>等</u>により、特に財政的リスクが高いと認められる出資法人が存する場合は、地</p>	<p>I 指針策定の目的</p> <p>本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんする法人は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野において、民間の経営ノウハウ等を活用しながら公共的な事業を実施することを目的に設立され、県民サービスの充実に重要な役割を果たしてきた。</p> <p>県では、これまでも行政改革の一環として「行政改革大綱」（平成8～10年度）、「新行政改革大綱」（平成11～13年度）、「行政システム改革大綱」（平成14～17年度）、「構造改革プラン」（平成18～22年度）、「新しい行政改革大綱」（平成23<u>年</u>～26年度）<u>及</u> <u>び「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」（平成27<u>年</u>～30年度）</u>に基づき必要な見直しを行いながら法人の廃止、統合等に積極的に取り組んできており、その結果、本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんしている法人数は、既に全国最少レベルのものとなっている。</p> <p>これらの法人のうち、本県が4分の1以上出資又は出えんしている法人については、外部評価機関として「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」（以下「経営評価専門委員会」という。）を設置の上、点検評価を行い、経営改善を進めてきた。</p> <p>一方、国は、地方公共団体に対し、平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクターの効率化、経営健全化及び地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むよう要請を行っているほか、<u>平成30年2月に「第三セクター等の経営健全化方針の策定</u>_____について」<u>により</u>、特に財政的リスクが高いと認められる出資法人が存する場合は、地</p>

方自治体に対して、経営健全化方針の策定と公表が求められているところである。

これらを踏まえ、本県における今後の経営評価については、引き続き法人の設立目的、事業の公益性、県の施策との関係など、法人が有する公共性の観点や今後の経営方針を勘案しながら行うものとし、これらの取組により県が出資又は出えんする法人の経営健全化及び効率的運営の実効性の確保を図るとともに、有効な活用の検討を進めるものとする。

《出資法人数が少ない都道府県》（令和3年3月末現在）

順位	県名	出資法人数	うち出資比率25%以上（順位） <small>（注2）</small>
第1位	奈良県	25	15（1）
第2位	香川県	31	23（5）
第3位	茨城県	32	24（10）
第3位	愛媛県	32	20（2）

（注）1 「令和3年度第三セクター等の状況に関する調査」結果（令和3年12月 総務省）を基に整理。

2 出資している地方公共団体のうち、その都道府県の出資比率が最も大きな出資法人数。ただし、上記調査の対象外である社会福祉法人や信用保証協会は除く。

II 対象法人及び経営評価期間

1 対象法人 省略

2 経営評価期間

令和5年度から8年度までの4か年とする。

表-1 対象法人（令和4年4月現在）（単位：千円、%）

方自治体に対して、経営健全化方針の策定と公表が求められているところである。

これらを踏まえ、本県における今後の経営評価については、引き続き法人の設立目的、事業の公益性、県の施策との関係など、法人が有する公共性の観点や今後の経営方針を勘案しながら行うものとし、これらの取組により県が出資又は出えんする法人の経営健全化及び効率的運営の実効性の確保を図るとともに、有効な活用の検討を進めるものとする。

《出資法人数が少ない都道府県》（平成25年3月末現在）

順位	県名	出資法人数	うち出資比率25%以上（順位） <small>（注2）</small>
第1位	奈良県	28	18（1）
第2位	香川県	31	26（14）
第3位	山口県	33	21（2）
第4位	愛媛県	34	21（2）

（注）1 「平成25年度第三セクター等の状況に関する調査」結果（平成25年12月 総務省）を基に整理。

2 出資している地方公共団体のうち、その都道府県の出資比率が最も大きな出資法人数。ただし、上記調査の対象外である社会福祉法人や信用保証協会は除く。

II 対象法人及び経営評価期間

1 対象法人 省略

2 経営評価期間

令和元年度から4年度までの4か年とする。

表-1 対象法人（平成30年4月現在）（単位：千円、%）

出資法人名	出資総額	県出資金額	県出資比率
社団法人・財団法人（15 法人）			
省略			
（一財）愛媛県廃棄物処理センター ^(注1)	10,000	2,500	25.0
省略			
会社法法人（4 法人）			
省略			
松山観光港ターミナル ^(注2)	<u>100,000</u>	<u>42,700</u>	42.7
南レク ^(注2)	400,000	106,933	— 26.7
社会福祉法人（1 法人）			
省略			
特別法人（1 法人）			
省略			
省略			

(注) 1 (一財)愛媛県廃棄物処理センターについては、令和5年2月に清算終了したため、令和6年度以降、経営評価の対象外とする。また、出資総額（基本財産）は一部取り崩しを行っているが、出資総額欄には当初基本財産額を記載している。

2 松山観光港ターミナル^(注2)及び南レク^(注2)については、無償減資を行っていることから、出資総額欄は減資後の資本金額、県出資金額欄には減資後の資本金額に本県の持株比率を乗じた額を記載している。

Ⅲ 基本的取組事項

出資法人名	出資総額	県出資金額	県出資比率
社団法人・財団法人（15 法人）			
省略			
（一財）愛媛県廃棄物処理センター	10,000	2,500	25.0
省略			
会社法法人（4 法人）			
省略			
松山観光港ターミナル ^(注2)	<u>600,000</u>	<u>256,000</u>	42.7
南レク ^(注2)	400,000	106,933	— 26.7
社会福祉法人（1 法人）			
省略			
特別法人（1 法人）			
省略			
省略			

(注) _____

 _____南レク^(注2)については、出資総額（資本金）に _____ 本県の持株比率を乗じた額 _____ である。

Ⅲ 基本的取組事項

このため、出資法人の設立や運営には県民の税金が使われているということを認識し、経営責任を明確にする観点から、組織の肥大化の防止を図りつつ、役員の常勤化や経営感覚を有する人材の役員への登用、役員の職務権限や責任の明確化などへの取組を行う。

また、特別法人を除く出資法人は、原則として、役員会等には代理人を出席させることはできず、本人の出席が必要であること及び出資法人の経営が悪化した場合等には、民事、刑事又はその双方の法的責任追及が行われる可能性があり得ること（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第111条第1項、会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項など）を、役員等に対し十分に認識させる必要がある。

③柔軟で効率的な組織体制の構築 省略

④プロパー職員の採用・育成と見直しに伴う雇用問題への配慮

出資法人が継続的・計画的に事業運営を行っていくためには、多様な人材の活用を図る一方で、プロパー職員について、計画的な採用及び中長期的な視野に立った _____ 育成や資質の向上を図ることが欠かせない。このため、優秀な人材の確保及びプロパー職員の経営感覚やコスト意識等の向上を図る観点から、業務に関連する研修・講座等の受講機会の充実、他法人との人事交流促進、能力・業績重視の人事・給与制度の導入、管理職登用など _____ の _____ 取組を行う。

また、見直しを推進していく過程において、職員の雇用問題が発生する場合には、早期退職制度の導入や再就職先の斡旋、資格取得に対する支援など、出資法人において可能な最大限の配慮を行う。

このため、出資法人の設立や運営には県民の税金が使われているということを認識し、経営責任を明確にする観点から、組織の肥大化の防止を図りつつ、役員の常勤化や経営感覚を有する人材の役員への登用、役員の職務権限や責任の明確化などへの取組を行う。

また、特別法人を除く出資法人は、原則として、役員会等には代理人を出席させることはできず、本人の出席が必要であること及び出資法人の経営が悪化した場合等には、民事、刑事又はその双方の法的責任追及が行われる可能性があり得ること（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第111条第1項、会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項など）を、役員等に対し十分に認識させる必要がある。

②柔軟で効率的な組織体制の構築 省略

③プロパー職員の _____ 育成と見直しに伴う雇用問題への配慮

出資法人が継続的・計画的に事業運営を行っていくためには、多様な人材の活用を図る一方で、 _____ 中長期的な視野に立ったプロパー職員の育成や資質の向上を図ることが欠かせない。このため、 _____ プロパー職員の経営感覚やコスト意識等の向上を図る観点から、業務に関連する研修・講座等の受講機会の充実、他法人との人事交流促進、能力・業績重視の人事・給与制度の導入、管理職登用など、プロパー職員の育成に向けた取組を行う。

また、見直しを推進していく過程において、職員の雇用問題が発生する場合には、早期退職制度の導入や再就職先の斡旋、資格取得に対する支援など、出資法人において可能な最大限の配慮を行う。

なお、公益法人については、事業を実施するに当たり、認定法に規定する以下の事項に留意する。

- 公益目的事業を行うことを主たる目的とすること（認定法第5条第1号）
- 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと（同第5号）
- 公益目的事業について、当該事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（同第6号）
- 公益目的事業以外の事業を行う場合には、当該事業を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（同第7号）
- その事業活動を行うに当たり、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと（同第8号及び第15条）

また、業務手順の抜本的な見直しや事業積算の見直し、ICT化の推進等による事務費の削減、アウトソーシングの推進など、徹底した経費の削減を図る。

③資金の管理運用の適正化 省略

④監査体制の強化

出資法人においては、適正な事業運営を支えるとともに、経営の透明性及び法人に対する外部の信頼性を高めるために、監査体制の充実・強化を図ることとし、法人の形態により法令等で定められたものを置くことはもとより、公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備等を図ることで、ガバナンスの強化に努める。

なお、公益法人については、事業を実施するに当たり、認定法に規定する以下の事項に留意する。

- 公益目的事業を行うことを主たる目的とすること（認定法第5条第1号）
- 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと（同第5号）
- 公益目的事業について、当該事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（同第6号）
- 公益目的事業以外の事業を行う場合には、当該事業を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（同第7号）
- その事業活動を行うに当たり、毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならないこと（同第8号及び第15条）

また、業務手順の抜本的な見直しや事業積算の見直し、I T化の推進等による事務費の削減、アウトソーシングの推進など、徹底した経費の削減を図る。

③資金の管理運用の適正化 省略

④監査体制の強化

出資法人においては、適正な事業運営を支えるとともに、経営の透明性及び法人に対する外部の信頼性を高めるために、監査体制の充実・強化を図ることとし、法人の形態により法令等で定められたものを置くことはもとより、公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備等を図る_____。

2 県の関与の適正化

省略

(1) 財政的関与の見直し

①補助金の縮減、整理・統合 省略

②委託料・貸付金の見直し

事業の委託については、今後も、委託内容や委託料の積算方法について見直しを行う。また、民間事業者等の事業参入に公正を確保するため、競争入札の実施に努めるとともに、出資法人から他団体への再委託率が高い事業については、当該出資法人に対する委託を行わないこととする。また、近年コロナ禍や物価高騰の影響等により指定管理業務に係る委託料が増額傾向にあることから、過度なものとならないよう精査に努める。

貸付金については、可能な限り民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。やむを得ず県の貸付けが必要とされる場合で、現に出資法人への運転資金としての短期貸付けを行っているときも、補助金と同様、縮減するなど、見直しを図る。

③債務負担行為等の抑制 省略

(2) 人的関与の見直し

①県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣について、県は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、期間等を明確にした上で、必要最小限の人数とするとともに、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や人数を見直すこととし、出資法人の経営改善策やプロパー職員の採用及び人材育成策等と連動して計画的に派遣職員の引揚げを図る。

2 県の関与の適正化

省略

(1) 財政的関与の見直し

①補助金の縮減、整理・統合 省略

②委託料・貸付金の見直し

事業の委託については、今後も、委託内容や委託料の積算方法について見直しを行う。また、民間事業者等の事業参入に公正を確保するため、競争入札の実施に努めるとともに、出資法人から他団体への再委託率が高い事業については、当該出資法人に対する委託を行わないこととする。

貸付金については、可能な限り民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。やむを得ず県の貸付けが必要とされる場合で、現に出資法人への運転資金としての短期貸付けを行っているときも、補助金と同様、縮減するなど、見直しを図る。

③債務負担行為等の抑制 省略

(2) 人的関与の見直し

①県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣について、県は「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、期間等を明確にした上で、必要最小限の人数とするとともに、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や人数を見直すこととし、出資法人の経営改善策やプロパー職員の____人材育成策等と連動して計画的に派遣職員の引揚げを図る。

② 県退職者の役職員就任の見直し

県退職者の役職員への就任は、出資法人の経営戦略に基づく必要性に応じて行うことが基本であり、他の人材の活用や内部登用を阻害することのないよう、県の関与は、当然のことながら、出資法人からの要請に応じて知識経験を有する適任者を紹介することに限定する。また、紹介に当たっては、当該退職者にその役割や職責を十分認識させる必要がある。

③ 代表者等への充て職の抑制 省略

(3) 出資法人の設立 省略

(4) 出資法人の活用 省略

3 法人情報等の積極的な開示等

省略

(1) 法人情報の公開 省略

(2) 認知度の向上

出資法人に対する県民の理解と信頼を得る上で、(1)による法人情報の公開もさることながら、出資法人自らが果たす役割や取り組む活動の認知度を上げることも重要である。このため、出資法人においては、自らのホームページやSNSの運用のほか、パブリシティ活動の推進や、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的な情報発信等に取り組み、県民への積極的なアピールに努める。

IV 出資法人の経営評価 省略

② 県退職者の役職員就任の見直し

県退職者の役職員への就任は、出資法人の経営戦略に基づく必要性に応じて行うことが基本であり、他の人材の活用や内部登用を阻害することのないよう、県の関与は、当然のことながら、出資法人からの要請に応じて知識経験を有する適任者を紹介することに限定する。

③ 代表者等への充て職の抑制 省略

(3) 出資法人の設立 省略

(4) 出資法人の活用 省略

3 法人情報等の積極的な開示等

省略

(1) 法人情報の公開 省略

(2) 認知度の向上

出資法人に対する県民の理解と信頼を得る上で、(1)による法人情報の公開もさることながら、出資法人自らが果たす役割や取り組む活動の認知度を上げることも重要である。このため、出資法人においては、自らのホームページ、広報誌等を利用し

、
県民への積極的なアピールに努める。

IV 出資法人の経営評価 省略